

条件付き一般競争入札を行うので、尾鷲市会計規則（昭和 41 年規則第 4 号）第 72 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 10 日

尾鷲市水道事業
尾鷲市長 加藤 千速

1 工事概要等

（１）工事名

三木浦第 2 浄水場設備取替工事(電気設備)

（２）工事場所

三木浦第 2 浄水場

（３）工事概要

電気設備据付工

電気設備工

計装盤 600W×1950H×700D 1 面

送水ポンプ盤 600W×1950H×700D 1 面

（４）工期

契約締結日から 200 日 限り

（５）予定価格

¥ 27,896,000 円 （消費税込み）

（６）最低制限価格

有り

◆今回の工事における P（工事に伴い最低限必要な費用）は下記計算式により設定いたします。

$$P = \{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 1.00 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 1.00 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.75\} \times 1.10$$

上記の「計算式」より算出された金額が予定価格の 7.5/10 を下回る時は 7.5/10 とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、 $P/1.10$ 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/ 1.10 の 7.5/10 を下回る場合は、7.5/10 以上となるように $P/1.10$ 値の万円未満を切り上げるものとする。

2 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の（１）及び（２）に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

（１）公告日現在から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による「電気工事」の建設業の許可を受けた建設業者であること。
- ② 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 公告日時点で尾鷲市入札参加資格者名簿に（業種「電気工事」）登録された三重県内に本社又は営業所等を有する者であること。

- ⑤ 尾鷲市建設工事等指名停止措置要領及び三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ⑥ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑧ 本工事の設計業務の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関係がある建設業者でないこと。

（ア）本工事の設計業務の受託者

関西技術コンサルタント株式会社 三重事務所

（イ）受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

（Ⅰ）（ア）に掲げる受託者の発行済株式総数の 50%を超える株式を保有し、又はその出資総額の 50%を超える出資をしている建設業者

（Ⅱ）建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

⑨ 施工実績

単独又は共同企業体の構成員（出資比率が 20%以上のものに限ります。以下同じ。）である元請として、平成 27 年度以降に完成し、かつ、引渡し済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（国の機関、地方公共団体）発注の工事で水道施設（工業用水、下水道を除く。）における電気盤の新設又は取替工事（ただし、修繕及び点検工事は除きます。）をおこなった実績を有すること。

⑩ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

（2）次に掲げる条件を満たしている者とします。

①本工事に、建設業法第 26 条及び同法施工令第 27 条の規定による主任技術者又は監理技術者であって、次の基準を満たす者を契約時に配置できる状況であること。

（ア）監理技術者にあたっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

3 設計図書並びに仕様書の配布等

設計図面、並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は閲覧並びに貸出とします。

なお、設計図書等については、尾鷲市ホームページからもダウンロードしていただけます。

① 閲覧及び貸出図書

設計図書等

② 閲覧及び貸出期間

令和 7 年 7 月 10 日（木）から令和 7 年 7 月 18 日（金）の午前 11 時 00 分まで。

（平日の閉庁時間、土曜日、日曜日を除きます。）

③ 閲覧並びに貸出場所

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜四丁目 4 番 8 号

尾鷲市水道部総務係

電話 0597-23-8271

電子メール suidou@city.owase.lg.jp

④ 設計図書等の貸出について

設計図書等は紙媒体にて貸出します。貸出を希望される方は、「設計図書等貸出申込書」に記入をお願いいたします。

なお、貸出対象者は2（1）及び（2）に該当する者とします。

4 設計図書等に対する質問の方法及び期限

（1）提出方法

電子データにより提出すること。

電子データは提出先に持参（CD-R）または電子メールで提出して下さい。（電話、口頭など個別では受け付けません）

ただし、電子メールでの提出の場合は必ず電話にて受信確認を行って下さい。

なお、質問対象者は2（1）及び（2）に該当する者とします。

（2）提出期限

令和7年7月10日（木）から令和7年7月15日（火）の正午まで。

（平日の閉庁時間、土曜日、日曜日を除きます。）

（3）提出先

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜四丁目4番8号

尾鷲市水道部総務係

電話 0597-23-8271

電子メール suidou@city.owase.lg.jp

5 質問に関する回答

令和7年7月17日（木）に尾鷲市ホームページに掲載します。

6 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、以下の提出書類を書面により提出して、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

期限までに申請書を提出しない者または競争参加資格がないと認められた者は入札に参加できません。

（1）提出書類（※尾鷲市ホームページよりダウンロードして下さい。）

① 条件付き一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）

② 工事の元請施工完成実績（様式第2号）[2の（1）の⑨が確認できる施工実績を記載してください。]

③ 建設業許可証明書等の写し

（2）提出期間

令和7年7月10日（木）から令和7年7月18日（金）の午前11時00分まで。

（平日の閉庁時間、土曜日、日曜日を除きます。）

（3）提出先

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜四丁目4番8号

尾鷲市水道部総務係

電話 0597-23-8271

電子メール suidou@city.owase.lg.jp

(4) 競争参加資格確認申請にかかる注意事項

- ① 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- ② 提出された添付書類は、本工事の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。
- ③ 提出された添付資料は、返却しません。
- ④ 申請時に提出されたすべての提出書類の差し替え、再提出は認めません。

7 競争参加資格の決定

令和7年7月22日（火）までに、参加資格の有無について、入札参加資格審査確認通知書（様式第3号）により通知します。

なお、参加資格がないと連絡された者は、書面（持参）により理由の説明を求めることができます。

① 異議申し立て提出期限

令和7年7月23日（水）までの午前8時30分から正午まで。

② 提出先

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜四丁目4番8号

尾鷲市水道部総務係

電話 0597-23-8271

電子メール suidou@city.owase.lg.jp

③ 回答方法

令和7年7月24日（木）までに書面により回答します。

8 入札（開札）の日時及び場所

(1) 入札（開札）日時

令和7年7月25日（金）午前11時00分

(2) 入札（開札）場所

尾鷲市水道部 2階会議室 （三重県尾鷲市矢浜四丁目4番8号）

9 入札保証金

入札保証金は免除とする。

10 入札方法

(1) 入札者の宛名は市長宛とし、入札者の氏名又は、法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。

(2) 代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

① 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出する。なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。

② 代理人が、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出を必要としない。

(3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (4) 入札執行回数は、1 回とする。
- (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち会わせて行う。
- (6) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札執行時に次の書類を持参してください。
 - ① 本工事に係る入札参加資格審査確認通知書（様式第 3 号）（写し可）（提示を求める場合があります。）

1 1 工事費内訳書の提出について

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に同封してください。
 - ① 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする場合があります。
- (2) 工事費内訳書は、返却しません。

1 2 入札の無効

次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (5) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札条件に違反した入札があったとき。
- (7) 入札者又はその代理人が定刻までに入札書を投函しないとき。（入札参加者確認ができないとき。）
- (8) 入札者又はその代理人がその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- (10) 予定価格を超える金額の入札をしたとき。
- (11) 事前審査による参加資格の通知により参加資格を有するとされた者であっても、入札執行後の審査により参加資格を有しないことが決定したとき。
- (12) 工事費内訳書が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 工事費内訳書を提出しないとき。
 - ② 工事費内訳書の合計金額（税抜き）と入札価格が一致していないとき。
 - ③ 工事費内訳書に一括値引き、減額の項目が計上されているとき。
 - ④ 工事費内訳書に記載すべき事項が欠落しているとき。
 - ⑤ その他、工事費内訳書に不備があるとき。
- (13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

※ 競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札決定日までの間において尾鷲市建設工事等指名停止措置要領及び三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けている者、2 の（1）及び（2）に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格がない者に該当します。

1 3 入札の失格

(1) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は失格とします。

- ① 最低制限価格を下回る金額で入札をしたとき。
- ② 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しないとき。
- ③ その他適正な入札の執行を妨げたとき。

1 4 入札の辞退

入札参加資格確認通知書により入札参加資格の決定を受けた者であっても、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとします。

1 5 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

1 6 落札者の決定

- (1) 尾鷲市会計規則 74 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする場合があります。
- (2) 落札候補者となるべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじにより落札候補者を決定します。
- (3) 落札候補者を決定したときは、入札会場で開札の立ち会い者に発表します。
- (4) 尾鷲市談合情報対応マニュアル第 2 に該当する談合情報があった場合は、入札の延期や中止、契約締結の保留等、マニュアルに基づいた措置及び調査を実施します。
- (5) 落札候補者決定後、工事費内訳書を確認ののち、不備等がなければ落札候補者に改めて落札決定の通知を行い落札者とします。なお、落札候補者の工事費内訳書に不備があった場合は、その入札書は無効となり、二番札又はくじによる場合は次順の者を落札候補者とします。

1 7 契約関係

(1) 契約の締結

落札決定後、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格（指名）停止を受けた場合には、契約を締結しないことがあります。

(2) 変更契約

契約後の設計変更に際しては、契約時の請負比率で変更請負額を算定します。

(3) 支払条件

①前払金 有り

②中間前払金 有り

※但し、前払金、中間前払金の請求を行う場合は「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）」に規定する保証会社による保証を受けること。

③部分払 有り

※「中間前払金」と「部分払」はどちらかの選択になります。合わせて請求はできませんのでご注意ください。

※部分払いの割合は、尾鷲市会計規則（昭和 41 年 5 月 28 日規則第 4 号）の定めるところとし、回数は 2 回を限度とします。

(4) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額とします。その他の事項は尾鷲市会計規則に定めるところによるものとします。

(5) 契約書作成の要否

要

1 8 火災保険付加の要否

要

1 9 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

2 0 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、尾鷲市建設工事等指名停止措置要領により、指名停止を行います。

2 1 本入札及び契約締結後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

2 2 その他

本公告のほか、関係法令及び尾鷲市会計規則によるものとします。

2 3 本公告に関する問い合わせ

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜四丁目 4 番 8 号

尾鷲市水道部総務係

電話 0597-23-8271

電子メール suidou@city.owase.lg.jp